

## (公財) 日教弘 教育文化事業 愛知支部 へき地学校教育支援事業 募集要項

「へき地学校教育支援事業」は、教育文化事業規程第1条に基づき、交通条件及び文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する学校の教育内容を充実するために助成を行う事業です。令和7年度は下記要項のとおり実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 愛知支部

### 2 助成要件

#### (1) 助成の趣旨

交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する学校に対する助成を通して、愛知のへき地学校教育の内容等の充実発展に寄与貢献します。

#### (2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的、または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

#### (3) 対象事業

愛知県のへき地校に指定されている学校が、教育内容や方法、教育環境を一層充実するために行う有益な教育研究活動（教育文化活動を含む）を対象とします。

助成対象の事業は、以下のとおりとします。

- ① へき地学校の課題等に対して研究・活動を行う事業
- ② へき地学校の課題等を解決するために備品・教材を購入し、教育環境を整備する事業
- ③ 地域や保護者、近隣の学校及び各教育団体等と連携し、子どもたちの資質を高めることを目的とする事業

#### (4) 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）

#### (5) スケジュール

令和7年4月30日（水）申請書の提出締切

5月中旬 選考

5月下旬 採否結果の通知

7月下旬 助成金の給付

令和8年2月13日（金）成果報告書等の提出締切

#### (6) 贈呈式及び事業説明会の開催について

教職員に対して、当支部の事業について一層の理解を深めるとともに助成金の有効利用を呼びかけるため、職員会議などの多くの職員が集まる機会を活用して目録の贈呈式及び事業説明会の場を設けるよう配慮してください。

#### (7) 応募方法

- ① 当支部ホームページ (<https://www.nikyoko.or.jp/company/aichi/index.html>) から「電子申請・報告システム」に進み、メニュー画面から＜教育文化事業＞「へき地学校教育支援事業」の「申請」を選んでください。
- ② 入力画面で必要事項を入力してください。
- ③ 校長の決裁後、「校長決裁欄」にチェックを入れて「申請」ボタンをクリックしてください。なお、「申請書ダウンロード」ボタンをクリックして「申請書」を印刷することができます。校長決裁や文書保存等にご利用ください。

※操作マニュアルは、当支部ホームページのトップページからダウンロードできます。

- ④ 「振込口座報告書（様式2）」及び「贈呈式の開催について（様式3）」は、令和7年5月16日（金）までに郵送にて提出してください。

〈個人情報の取り扱い〉

- ・申請内容に記入された個人情報は、選考及び選考結果のために使用します。
- ・助成が決定した場合は、申請内容に記入された助成対象者・学校の名前及び研究活動等を、ホームページ、広報誌等で公表できるものとします。

3 助成金額等

- (1) 1校あたりの助成額

10万円以内

- (2) 助成方法

申請者の指定した銀行口座に振り込みます。

- (3) 助成対象外とする費用

- ① 人件費（外部講師費用は除く）
  - ② 研修参加費（交通費も不可）
  - ③ 汎用性の高い機器（パソコン、コピー機、タブレット端末）等の購入費
  - ④ 学校の一般管理費（例：公共料金の支払い）等
  - ⑤ 懇親会等の飲食費
  - ⑥ その他申請された助成対象の活動に直接関係がない講習会費、物品購入費等
- ※「汎用性のある機器」については、学校が掲げる教育研究に関連する教育活動の教材・教具として使用される場合に限り、助成対象の品目として認められることがありますので、必要に応じて担当者まで電話等でお問い合わせください
- ※助成後、対象外費用を使用した場合や提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

4 選考

- (1) 選考方法

- ① 日教弘愛知支部教育振興事業選考委員会で選考後、愛知支部幹事会の議を経て支部長が給付校を決定します。給付決定校は、予算の範囲内で10校を予定とします。
- ② 助成の採否を文書で各申請校に通知します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

- (2) 選考基準

- ① 事業の適正性 助成の趣旨と合致しているか。
- ② 事業の必要性 へき地学校の課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ③ 事業の公益性・社会性 地域や保護者等に対して有益であるか。
- ④ 事業の実現性 実施方法が適切で、実現可能な計画が立てられているか。

5 助成対象校の義務等

- (1) 助成金は申請内容に従って使用することとします。また、使用する際には必ず領収書を取り、事業の終了後に領収書綴り（A4用紙に貼付・コピー可）を「成果報告書」と併せて、システムでの添付または郵送にて提出してください。また、領収書の宛名は学校名としてください。なお、郵送する場合は「成果報告書」と領収書綴りを同封してください。
- (2) 助成対象校は、「成果報告」を下記の手順に従って令和8年2月13日（金）までに当支部宛に報告してください。なお、提出された報告内容・資料等は、当支部が公表できるものとします。
- ① 当支部ホームページから「電子申請・報告システム」に進み、メニュー画面から「教育文化事業」>「へき地学校教育支援事業」の「報告」を選んでください。
  - ② 入力画面で必要事項を入力してください。
  - ③ 校長の決裁後、「校長決裁欄」にチェックを入れて「報告」ボタンをクリックしてください。

い。なお、「報告書ダウンロード」ボタンをクリックして「成果報告書」を印刷することができます。校長決裁や文書保存等にご利用ください。

## 6 その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けないものとします。
- (3) 論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に助成を受けて行った事業の成果であることを必ず記載してください。また、ホームページや広報誌等において事業の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会愛知支部からの助成を受けて行った事業の成果であることを表示してください。
- (4) 「贈呈式の開催について（様式3）」に基づいて日程を調整し、6月～7月初旬に参事が委嘱状及び目録の贈呈式を行います。
- (5) 贈呈式とともに、当支部の事業について教職員の理解を深めるための事業説明会を併せて実施します。

## 7 郵送先及び問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 愛知支部

〒460-0004

名古屋市中区新栄町二丁目4番地 坂種栄ビル4階

「へき地学校教育支援事業」担当 中野渡 善樹

TEL : 052-951-3453 FAX : 052-961-9550

E-mail : aichi@nikkokyo.or.jp

URL : <https://www.nikkokyo.or.jp/company/aichi/index.html>